

江府町未来計画

「思いを形に未来につなぐまちづくり」
～3000人の楽しい町～



江府町未来計画 目次

●第1部 基本構想		
第1章 計画策定にあたり		ページ
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画策定の意義と役割	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の構成	2
第2章 町の概要		
第1節 江府町の概況	3
第2節 人口構造とその推移	3
第3節 産業の動向	5
第3章 まちづくりの課題		
第1節 課題の設定	6
第4章 町の将来像		
第1節 基本理念	7
第2節 基本方針	7
●第2部 基本計画		
第1章 子どもが健やかで子育てが楽しいまち		
第1節 子育て世代への支援	9
第2節 学校教育の推進	11
第3節 就学前教育の推進	12
第2章 楽しく年をとれるまち		
第1節 健康増進の充実	13
第2節 地域福祉の推進	15
第3節 高齢者福祉の充実	16
第4節 障がい者福祉の充実	18
第5節 地域医療の充実	20
第3章 みんなで考え一人ひとりが輝くまち		
第1節 地域コミュニティ活性化の推進	21
第2節 社会教育・生涯学習の推進	23
第3節 文化活動推進、文化財の保護・保全	24
第4節 人権・同和対策の推進	25
第5節 男女共同参画の推進	27
第4章 産業で活力とにぎわいを生み出すまち		
第1節 観光の振興	28
第2節 産業の振興	30
第3節 企業誘致と雇用の確保	32
第4節 農業の振興	34
第5節 林業の振興	37
第5章 住んでみたいまち、帰って来たくなるまち		
第1節 公共交通の充実	39
第2節 廃棄物処理の推進	42
第3節 国土保全の推進	43
第4節 上下水道の整備	45
第5節 道路の整備・維持	47
第6節 住宅対策の推進	49
第7節 移住定住の推進	51
第8節 情報通信の環境・基盤整備	53
第6章 災害に強いまち		
第1節 消防対策の充実	55
第2節 災害対策の推進	56
第7章 協働でしっかりと計画的に進むまち		
第1節 行財政運営の効率化・活性化の推進	57
第2節 公共施設の管理・整備	59
第3節 庁舎整備	60
第4節 効果的な情報発信	61

●第1部 基本構想

第1章 計画策定にあたり

第1節 計画の趣旨

現在、世界的に経済のグローバル化が進展し、地球規模の気候変動や温暖化、新興国の経済発展に伴うエネルギー消費の増加、急激な情報通信技術の発達など、世界をめぐる社会経済構造は大きく変化しています。

また、国内においては人口減少社会の中で急速に進む高齢化、非正規労働者の増加と雇用不安、食の安全への関心の高まり、東日本大震災をはじめ各地で多発する自然災害への不安、地方創生の推進による「まち・ひと・しごと創生」に関する施策の推進など、社会のあり方について大きな転換が求められ、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しています。

本町においては、昭和28年に「江府町」が誕生してから63年、また平成17年に単独町制による地域発展の道を選択してから11年が経過しました。

その間、少子高齢化の進行や急速な人口減少、住民ニーズの多様化、防災対策の推進など困難な課題を多く抱えています。

時代の変化や様々な課題に適確に対応し、地域の実情に即した柔軟で戦略的なまちづくりを進めるためには、町民・行政・事業者などすべての構成主体が連携し、「目指すべき町の将来像」をみんなで共有することが大切です。

平成18年度に「小さくても元気で明るい 輝きのあるまちづくり」の実現を基本理念として策定した第4次総合計画の実現に取り組んできました。

今後も引き続き財政運営の健全化を図りながら、人口減少に対応した社会基盤の整備など安心して暮せるまちづくりに取り組む必要があります、地方創生に向け長期的視点に立った総合的な町づくりが求められています。

このような認識のもとに、新たなまちづくりの指標が必要であり、「思いを形に 未来につなぐまちづくり」を基本理念とする「江府町未来計画」を策定し、活力ある地域づくりに努めてまいります。

第2節 計画策定の意義と役割

この計画は、未来へ向けての新しい江府町を創出するためのものであり、次のような役割を担っています。

1. 町政推進の長期的・総合的な指針でありすべての施策の基礎となるものです。
2. 時代の潮流を踏まえて住民が一体となってまちづくりに取り組む熱意と心構えを表し、住民が行う諸活動の指針となるものです。
3. 国、県が行う地域計画の策定及び諸施策の推進に際し、整合性を図るべき最も尊重すべき指針です。

この計画は、住民の自治と参加をもとに、江府町のまちづくりの基本となるものです。したがって、この計画の実現については、行財政の改革の推進や財源確保に努めるとともに、強力な執行体制を確立し、隣接市町村との連携を保ち、国・県等に対しても積極的な協力を要請する必要があります。

第3節 計画の期間

(1) 基本構想

平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）を目標年次とする10か年計画です。

(2) 基本計画

- ・前期【平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）の5か年】
- ・後期【平成33年度（2021年度）～平成37年度（2026年度）の5か年】

社会経済情勢の変化に対応するため、前期終了時にローリング調査及び計画の見直しを行うものとします。

第4節 計画の構成

本計画は、「第1部基本構想」「第2部基本計画」から構成します。

1 基本構想

まちづくりの基本的方向を明らかにするとともに、まちの将来像や基本指針を設定し、計画全体を総括します。

2 基本計画

10年間の計画期間の基本構想を具現化するための現状や課題方策について示します。

第2章 町の概要

第1節 江府町の概況

江府町は、鳥取県の西部に位置し、東側一帯は陰陽を分離する中国山脈によって岡山県真庭市と接し、南は日野町と伯耆町、北は大山町と接した東西 11.8 km、南北 13.5 km、その面積は 124.52 k m²の山村地域で、県西部の中心である米子市に 24 km、県庁所在地の鳥取市へ 125 kmの位置にあります。地勢は、おおむね急峻で、気候は日本海側の特に中国山地型気象区に属し、気温が低く降水量も年間を通じて多く、冬期山岳部での降雪量が数メートルにも達します。

本町は、総面積の 83.2%が山林、原野で占められ、耕地は町の西側を南北に貫通する日野川及び支流沿いにひらけ、耕作面積は全体の 6.8%にすぎません。標高 500m以上の土地が総面積の 52%を占め、集落は日野川流域と日野川に向かって横T字型に注ぐ3本の支流に沿って台地、谷間などに散在して開け、その数も大小 40 に及んでいます。

第2節 人口構造とその推移

本町の人口は、昭和 60 年国勢調査では 4,757 人でしたが、以来減少を続け、平成 27 年では 3,004 人と昭和 60 年対比 63.15%と大幅に減少しています。

年齢別人口は、昭和 60 年に 0～14 歳人口は、790 人でしたが、平成 27 年には 247 人と昭和 60 年比で 31%まで減少しています。

また、65 歳以上の高年齢層は年々増加し、構成比も急上昇して平成 27 年では、全国平均を大きく上回る 44.7%を占めており、少子高齢化が深刻な課題となっています。

○人口・世帯数の推移

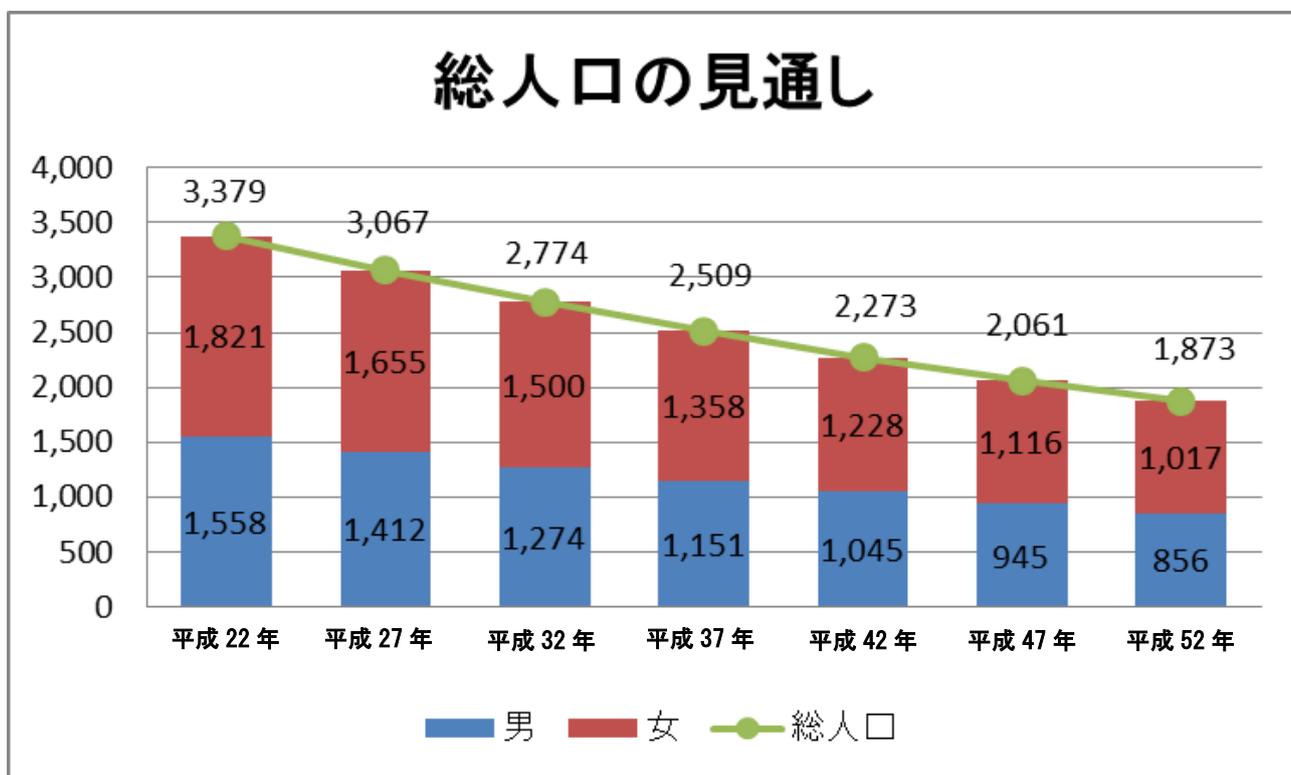
		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口		4,757	4,528	4,316	3,921	3,643	3,379	3,004
世帯数		1,289	1,220	1,213	1,138	1,098	1,074	1,007
男女別 人口	男性	2,297	2,174	2,057	1,843	1,700	1,558	1,402
	女性	2,460	2,354	2,259	2,078	1,943	1,821	1,602
年齢別 人口	0～14 歳	790	733	662	529	453	316	247
	構成比	16.6	16.2	15.3	13.5	12.4	9.4	8.2
	15～64 歳	3,069	2,755	2,434	2,100	1,843	1,693	1,415
	構成比	64.5	60.8	56.4	53.6	50.6	50.1	47.1
	65 歳以上	898	1,040	1,220	1,292	1,347	1,370	1,342
	構成比	18.9	23.0	28.3	32.9	37.0	40.5	44.7

(資料：国勢調査)

○将来人口推計

平成 25 年 3 月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計による江府町の将来人口は、現状のまま人口減少が続けば、2040 年代には 1,873 人となり、2015 年に比べて約 1,200 人減少すると推計されました。

人口推計値							
社人研推計	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
総人口	3,379	3,067	2,774	2,509	2,273	2,061	1,873
男	1,558	1,412	1,274	1,151	1,045	945	856
女	1,821	1,655	1,500	1,358	1,228	1,116	1,017
合計特殊出生率	1.38	1.36	1.33	1.31	1.31	1.31	1.31



第3節 産業の動向

本町の産業別構成（就業者）比は、第一次産業、第二次産業、第三次産業が昭和60年にそれぞれ38.6%、25.8%、35.6%であったものが、平成7年では28.7%、29.0%、42.3%となり、平成12年では25.6%、28.3%、46.1%となっており、第一次産業が減少し、第三次産業が増加しています。

従来から、第一次産業が本町の基幹産業ですが、農産物の自由化や新食糧法の施行など厳しい営農条件に伴い後継者不足や高齢化により、就業者は著しく減少しています。

今後は、農地の集約や集落営農の推進等が急務となっています。

第二次産業、第三次産業は、建設業、卸売業、小売業、運輸・通信業を中心とした小規模な事業所が多く、これらの産業において就業者数の安定的な伸びはみられず、特に第二次産業である建設業については、公共事業の減少により就業者数は減少しています。

事業所数の拡大と就業者数の増大は、江府町の定住人口の確保・活性化の観点から重要であり雇用機会の充実が求められています。

○産業別就業人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	1,143	928	714	552	533	518	
第二次産業	766	779	721	611	468	334	
第三次産業	1,054	1,016	1,054	996	915	894	
合計	2,963	2,723	2,489	2,159	1,916	1,746	

（資料：国勢調査）

第3章 まちづくりの課題

第1節 課題の設定

1 本格的な少子高齢化・人口減少に関する課題

- ① 少子高齢化がこのまま進行すると、地域社会における担い手世代の減少による地域活力の衰退、集落機能の維持が困難になる場合も想定されます。
- ② 定住促進に向けた支援、雇用の確保、子育て支援の充実など、さまざまな角度からの対策が必要です。

2 地域資源を活かした取り組みに関する課題

- ① 農林業や商工業の連携を進め、地域資源を活用した新たな産業の創出や、情報ネットワーク基盤を生かした新産業分野の開発や起業家へのサポート、人材の誘致などが必要です。
- ② 自然環境の保全や廃棄物の減量化、再生可能エネルギーへの関心の高まりなど環境負荷の少ない持続可能な社会づくりが必要です。

3 医療・福祉・健康に関する課題

- ① 地域医療の充実・地域福祉サービスに関する関心や要望が強い状況です。
- ② 生活習慣病や心の病気対策など、医療・福祉・健康・スポーツの連携による健康づくりが必要です。

4 安全・安心な社会基盤と住環境に関する課題

- ① 地震・水害・雪害など頻発する自然災害への備え、消防・救急・医療機関との更なる連携により安全な暮らしの確保が重要です。
- ② ライフラインの老朽化に伴った事故防止、適正な道路管理と長寿命化、交通機関の利便性の向上など、住みよい住環境が求められます。

5 情報化に関する課題

- ① モバイルの普及により誰もが瞬時にネットワークに接続でき、情報を受発信出来る環境にあります。この状況を背景に「江府町の魅力」を強く情報発信することが必要です。
- ② 情報化・交通網の発達により人・物・情報の交流が盛んになり、あらゆる分野において情報発信の必要性が高まっています。

第4章 町の将来像

第1節 基本理念

「思いを形に 未来につなぐまちづくり」

～ 3000人の楽しい町 ～

第2節 基本方針

大山をはじめとする恵まれた自然環境や地域の歴史伝統を大切にしながら、住民一人ひとりが安心して暮らせ、生きていく楽しさを実感できるまちづくりをめざし本計画における基本方針を次のとおり設定します。

・子どもが健やかで子育てが楽しいまち

少子化が進む中、今までのように活力を維持し、次の世代へ引き継いでいくためには次代を担う子どもたちが生きる力を身につけ、健やかに育つことが必要です。

安心して子育てができる環境、学校教育の充実などを図りつつ、社会全体で子どもたちの学びと成長を支えます。

・楽しく年をとれるまち

生涯を通じて、心身ともに健康で長寿を喜び、自立した生活を送ることは、誰もの願いです。

町民一人ひとりが自発的・自律的に、自分にあわせた健康づくりに取り組み、みんなが生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができるよう医療・保健・福祉・介護などの関係機関が、健康維持増進、疾病の予防、福祉施設の充実、介護への適切な対応ができるネットワーク構築を推進します。

・みんなで考え一人ひとりが輝くまち

町民が、まちづくりに積極的に参加し協働のまちを目指すとともに、男女共同参画の推進や地域コミュニティの活性化、町民相互のふれあいを促進し心豊かな地域社会を築きます。

・産業で活力とにぎわいを生み出すまち

産業振興・地域経済の発展は、移住定住を推進する重要な要素です。

農業のまちとしての特性を生かし、農業の振興と6次産業化、商工業の活性化、地域資源を活かした観光・交流を促進し、新たな産業の育成を図ります。

・住んでみたいまち、帰って来たくなるまち

緑豊かな自然や景観を守り、住んでいる人が愛着を持ち、住みやすく住み続けたいまち、離れて暮らしていた子どもや町外の人にも住みたくなるまちづくりをめざします。

生活基盤や道路、交通体系などを整備し、安心して快適に生活できる環境を整え、定住化の促進に努めます。

・災害に強いまち

広範な町域に対応できる消防力の整備とともに、災害が発生したときには行政・地域・町民がそれぞれの立場で公助・共助・自助の役割をはたし、町民一人ひとりが常日頃から火災予防や災害に対する備えの意識を持った地域づくりを進めます。

・協働でしっかりと計画的に進むまち

町が継続してより良いまちづくりを行うためには、町民から信頼される行政運営を行うことが欠かせません。最少の経費で最大の効果を上げること、公正性及び透明性を重視し、町民の目線に立ったわかりやすい行政運営が重要です。

行政組織のスリム化に努め、効率的な行政運営を実現するとともに、住民満足度の高いサービスの提供のため、町民と行政の情報共有化、公聴機能の充実など全町一丸となった行政改革を推進し、『協働』＝住民と行政が協力し、目標に向け力を合わせて共に動くまちを実現します。

どのような計画も計画を実現していくためには、行政と町民が一体となって町づくりを進めていかなければなりません。

行政の役割と町民の役割分担を明確にして、それぞれの義務と責任において、計画目標達成に向けた努力が必要です。

●第2部 基本計画

第1章 子どもが健やかで子育てが楽しいまち

第1節 子育て世代への支援

【現状と課題】

本町では、少子化による人口減少が進行しているのと同時に、子育て世帯が集落に点在しており、子育て家庭が孤立しています。

近年女性の社会進出が進み、産前休暇の直前まで働く妊婦も多く、また産後すぐ復職し、働きながらの子育てとなる家庭がほとんどで、子育て家庭の負担が増加しています。

安全・安心な妊娠、出産、育児を実現し、妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない支援が求められており、親や子どもの多様性を尊重しそれを支えることが必要です。

○出生数 単位：人

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
16	9	14	23	12	18	9

○合計特殊出生率 単位：%

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
江府町	1.53	1.01	1.27	2.23	1.35	2.00	1.27
県計	1.46	1.54	1.58	1.57	1.62	1.60	1.65

【施策の内容】

(1) 切れ目のない包括的支援

安全・安心な妊娠・出産・育児の実現のため、専門職による支援がいつでも受けられる環境を整えます。相談窓口を一本化し、切れ目のないきめ細やかな対応ができる相談体制の充実強化を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な子育て世代の手助けをおこなう。 ・母子関係の法定健診は必ず受診する。 ・子育て支援センターのふれあいデーや、町の保健事業に積極的に参加する。
事業者の取り組み	
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての相談窓口を一本化し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に努める。 ・子育て世代の経済的負担を軽減する。

【主要事業】

事業名	概要
江府町安心出産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問等において、助産師の訪問によるケアが必要と認める家庭や産後の悩みを抱える母親の相談に乗り、必要な保健指導を行なうため、助産師を派遣する。 (ア) 母体の管理及び生活面の指導 (イ) 乳房管理に関する指導 (ウ) 沐浴、授乳等の育児指導 (エ) その他必要な保健指導
江府町妊婦一般健康診査通院費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業の一環として、妊婦健康診査に係る通院費用の助成を行い、妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する。 通院1回につき750円（上限14回まで）
こっこくらぶ（育児教室）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターとの共催実施。子育てに関する知識の提供を行い、育児能力の向上を図る。参加者同士が交流を持つことにより、妊娠期から、育児についての情報交換や相談ができる育児仲間づくりを行う。育児の知識や技術を身に付けたり、育児仲間や専門職（保健師、保育士、栄養士等）に相談したりできる機会を設けることにより、育児不安の解消を図る。
公設学習塾「江府いもこ塾」	<ul style="list-style-type: none"> ・江府町在住の中学3年生を対象とした町営の学習塾。指導経験が豊富な学習塾から講師を派遣し、数学と英語を指導している。高校受験対策や学力向上、さらに送迎の負担軽減を実現することで、中山間地域と都市部との間に生じている“学び”や“距離”に対する様々な格差をなくすことを目的としている。

第2節 学校教育の推進

【現状と課題】

本町の児童生徒数は減少傾向が予想されています。豊かな人間性を培い、学力の定着と向上をめざし教育施設環境を整えてきました。しかし、時代の変化とともに子どもを取り巻く環境も大きく変化し、人間関係を築こうとする力を育てることも視野にいて、意図的な指導が必要になってきています。児童生徒一人ひとりにより確かな学力を身につけていくため、教育環境において一層の工夫改善を継続して行うことが大切です。

【施策の内容】

(1) 学校施設教育環境整備

○教育環境整備に向けて、学校とともに検討します。

(2) 小中学校との地域連携

○登下校時の見守り

○地域支援事業の協力連携

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・ 情報を受け参加協力をする。
事業者の取り組み	・ 広報誌等により周知する。
町の取り組み	・ 小規模校ならではの特色ある教育の推進 ・ 学校施設整備

【主要事業】

事業名	概要
学校施設整備事業	・ 旧給食センター施設整備及び江府小学校プール（更衣室・トイレを含む）の新設を目指し、教育施設環境を整え教育の充実を図る。

第3節 就学前教育の推進

【現状と課題】

社会変容に伴う家庭の子育て環境が、直接子どもの生活に影響を与えている状況は江府町においても伺えます。そのため、個々の安定を目的とした意図的な関わりが、幼少期において特に必要になってきています。

親子が安心できる施設環境と就学前の遊びを通じた体験をしっかりとさせながら、幼児教育の質を高めて行くことが大切になっています。また、以前は自然な関わりが地域で行えていましたが、家庭・地域・学校との連携を強化していくように努めることが必要になっています。

【施策の内容】

(1) 保育内容の充実

- 個々の発達状況に合わせた環境保育
- テーマ制のあるプロジェクト保育
- 自然体験等を通じて「生きる力」の向上

(2) 子育て支援センターの充実

- 地域交流（ふれあいデー等）
- 一時預かり保育

(3) 特別保育事業

- 和太鼓交流
- 地域交流（保育園行事参加）

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・ 広報による積極的な参加
事業者の取り組み	・ 保育内容等を広報誌（園だより等）に掲載し、周知を図る。
町の取り組み	・ 保育の充実に向けた人的配置 ・ 保育料の無償化（町内在住者） ・ 成長に合わせた保育内容の充実

【主要事業】

事業名	概要
子育て支援センター事業	・ 家庭保育中の親子を対象に活動し、子育て不安解消に努め楽しく子育てできるようにする。
保育施設整備事業	・ 安全な保育環境を整え、安心して預けられる施設整備を引続き行う。

第2章 楽しく年をとれるまち

第1節 健康増進の充実

【現状と課題】

特定健診の結果から、本町では生活習慣病にかかる率が高く、また、介護認定申請理由では動脈硬化性疾患によるものが1/4程度認められます。生活習慣病から脳血管疾患や心疾患に重篤化することを防ぐとともに、介護予防の観点からも健康増進対策を充実させることが大切です。

また、本町の死因上位であるがんや肺炎や、近年増加しているうつなどの精神疾患についても、早期発見早期治療により重篤化を予防し、健康に生活できることが望まれます。

【施策の内容】

(1) 生活習慣病の予防及び自己管理に努める。

健診の受診、その後の精密検査の受診勧奨に努めます。また、血圧の自己管理ができるように、健康手帳の配布と家庭血圧測定を促します。住民の自主グループや職場等との連携を図り、家庭・地域・職場での健康づくりに取り組みます。

(2) がん検診を行い、早期発見に取り組む。

がん検診を行い、がんの早期発見・早期治療に取り組みます。また、検診を受診しやすい体制作りに取り組めます。

(3) 肺炎を予防する。

予防接種と、口腔衛生に努めることで、肺炎の予防に努めます。

(4) 予防接種を受けやすい環境を整える。

予防接種を受けやすい体制を整備し、予防に努めます。

(5) こころの健康づくりと理解ある地域づくりに取り組む。

うつや自死予防のために、一人ひとりの気づきと見守りを促すとともに、精神疾患に対する理解を促し、すべての町民が健康で生きがいを持って暮らすことができる地域づくりに努めます。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・住民健診を受診し、必要に応じて病院を受診する。・健康教室に参加し、予防接種を受け、健康の保持増進に努める。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・職場健診を行い、受診を促す。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・保健・医療・福祉の連携を強化し、発症予防から機能回復までを総合的に支援する体制づくりを行う。・住民組織グループや職場等との連携を図り、地域住民とともに、家庭・地域・職場における健康づくりに取り組む。

【主要事業】

事業名	概要
健康手帳の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が健康の自己管理ができるように健康手帳を配布する。
住民健診	<ul style="list-style-type: none"> ・健診にて、病気の早期発見に努める。
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病二次検診を行い、糖尿病予備軍の早期発見に努める。 ・集落などに対して、保健師や医師による健康教育を行う。
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔がん・粘膜疾患検診を行うことで、口腔衛生に努める。 ・住民の健康相談にのる。
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受ける体制づくりや、費用の補助を行う。
こころの健康づくりの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康の保持に係る教育及び啓発の推進を図る。 ・うつ、自死予防のための相談窓口の普及啓発に努める。 ・精神疾患への理解と、一人ひとりの気づきと見守りを促すための地域づくりに取り組む。

第2節 地域福祉の推進

【現状と課題】

長引く不況や少子高齢化の中、当町でも生活保護受給世帯数は増加傾向にあります。

住民を取り巻く社会問題は多様化し、それとともに、困窮の原因やその状況も複雑化しています。生活が困難になった人に対して、地域住民が相互に助け合うことが困難になってきています。

また、地域住民の助け合いに溶け込めない生活困窮者が孤立することにより、長期間にわたり自立困難な状態に陥っています。

○生活保護率の推移

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
江府町	2.7%	3.8%	5.0%	4.4%	5.7%	5.8%
県 計	10.1%	11.2%	11.8%	12.4%	12.8%	13.2%

【施策の内容】

(1) 生活困窮者の相談受付と関係機関との連携

相談者の生活困窮に陥った背景や要因を捉え、様々な関係機関と連携を取りながら、個々の実情に応じたオーダーメイドの支援を行う。

(2) アウトリーチによる働きかけの強化

社会的孤立に陥りやすい生活困窮者の相談を待つだけでなく、積極的に働きかけを行い、必要な人に必要なサービス情報を提供します。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	地域のコミュニティによる支援、生活困窮者を孤立させないボランティアの取組
事業者の取り組み	町に住みたいと希望するあらゆる人を排除しない包括的なまちづくりを行い、周囲との関係づくりも含めた支援を行う。
町の取り組み	生活困窮者の変化を見落とさないようにする情報共有システムの構築 いわゆる中間的就労が可能になるように、既存の社会福祉法人への助言と支援を行う。

【主要事業】

事業名	概要
生活困窮者自立支援事業	・生活保護に至っていない生活困窮者に対し、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人に応じた自立を支援する。

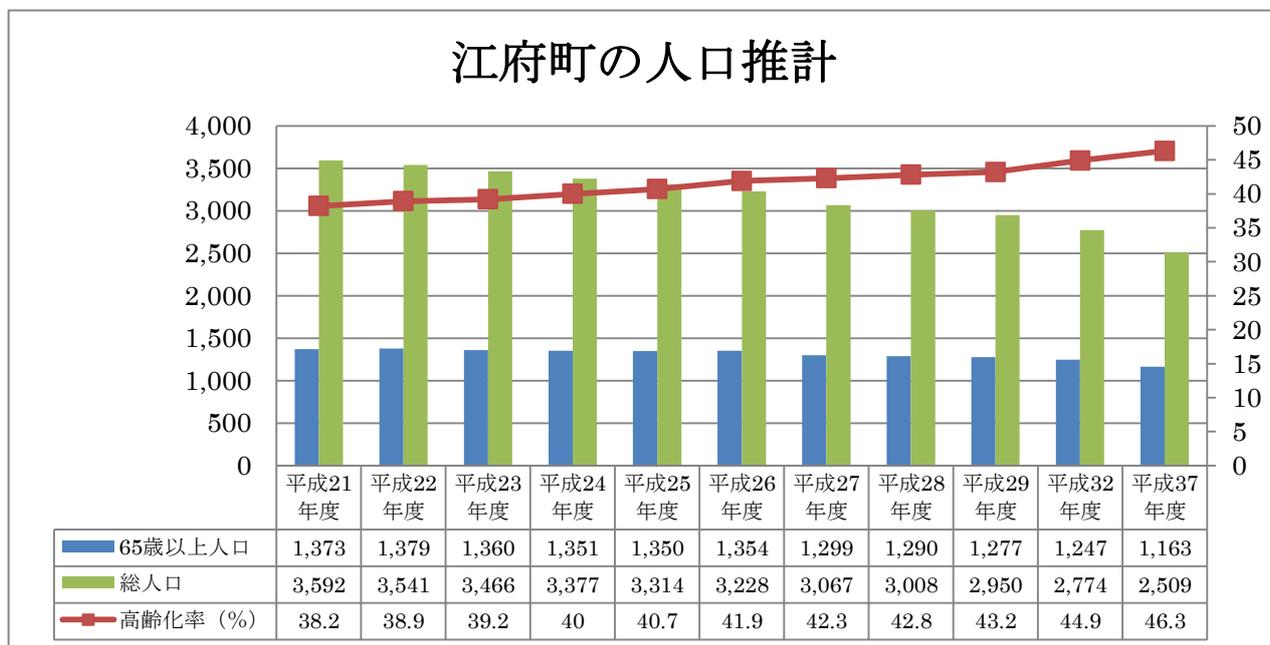
第3節 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

高齢社会と人口減少により高齢者世帯や独居高齢者が年々増加しています。高齢者を地域で支えるマンパワーが減少する中、様々なサービスを適切に組み合わせ効果的なサービスを提供する必要があります。

しかし、介護が必要なくても自立した生活を継続するために必要な支援の提供が不十分であり今後これらのサービス提供を行うためには関係機関や各種団体、ボランティアなどが連携し高齢者自らも参加し地域で包括的・継続的な支え合いを行う「地域包括ケアシステム」の構築が必要と考えます。

また、介護を必要とする高齢者には、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目無く行うことが必要であり医療と介護の連携強化が必要です。



【施策の内容】

(1) 高齢者の在宅福祉サービスの充実

「介護保険のサービスを利用することはないが、少し手助けをして欲しい」「介護保険のサービスの他に利用できるサービスはないだろうか?」という高齢者が、住みなれた地域で在宅生活を送れるよう支援します。

本町は介護保険によらないサービスが少なく、ニーズに対してすぐに介護保険の利用しかない状況であるため、サービスの充実を図ります。

(2) 介護予防・疾病予防

高齢者が要介護状態になることの予防と悪化の防止を行い、地域での自立した生活を支援します。

(3) 高齢者の権利擁護

高齢社会の進行が、独居世帯の増加、家族関係の変化、認知症の増加など、高齢者の権利を不安定なものにしているため、権利擁護のための啓発と施策を充実させます。

(4) 高齢者社会参加

高齢者自身の経験と技術や知識を生かした活動により高齢者の社会参加が促進され、これにより地域を支える一つの力となり、高齢者自身の生きがいや健康づくり対策にもなるため、高齢者が社会参加しやすい地域づくりを行います。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	高齢者等の社会参加の促進と、高齢者の居場所づくりを地域で自主的な活動として運営
事業者の取り組み	社会福祉協議会の行うボランティアセンターの立ち上げとサービス充実
町の取り組み	生活支援コーディネーターを社協に委託し、コーディネーターと協働で地域資源の創出に努める。 地域の自主グループの育成、支援により高齢者の居場所づくりを推進する。 見守り体制を充実し相談、支援しやすい環境づくりを進める。

【主要事業】

事業名	概要
医療と介護の連携	<ul style="list-style-type: none">・もの忘れ外来の実施と認知症予防のための教室（江美の会）の実施、認知症専門医と認知症地域支援推進員、診療所看護師等と連携し対応する。・保健・医療・福祉の連携会議の開催・地域ケア会議やサービス担当者会議を開き各関係機関と連携し地域包括ケアシステムを構築する。
団体育成・支援により地域の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">・俣野カフェの開設・低栄養予防教室、減塩普及活動（食生活改善推進協議会）・いどばたグループ支援事業・高齢者グループ活動支援のための介護予防教室
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・介護保険によらない簡易な生活支援サービス体制の構築のため生活支援コーディネーターによるニーズとサービスのマッチング、サービス創出のため協議会の開催・社会福祉協議会が行うボランティア育成、ボランティアセンターの立ち上げ支援など
高齢者の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・高齢者虐待や消費生活相談、成年後見制度の窓口周知・成年後見制度利用促進事業の実施・町民後見人育成支援

第4節 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

障害のあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、日常生活又は社会生活を営むことができることを目的とし、障害者総合支援法が平成24年6月に成立しました。これには、障害のある方に必要な情報を提供するとともに、一人ひとりの相談に的確に応じ、適切なサービスを総合的に調整し、相談支援する体制が必要となる。また、障害のある方の自立と社会参加が一般的となり、地域において生活のできる在宅福祉サービスの充実や住居、就労の場の確保が急務となっています。

平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行となり、人格と個性の尊重だけでなく、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止することが盛り込まれました。

障害のある方が自立し、安定した生活を確保するためには就労が必要であり、関係機関と連携し一層の雇用・就業の促進を図る必要があります。また、地域で安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備が必要です。

○障がい者手帳交付者数

平成27年3月31日現在

身体障害者手帳			療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上
2	26	191	8	18	11	0	14	9

【施策の内容】

(1) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。町内にサービス事業者が参入しやすいよう、支援を行います。人材についても県と協力しながら育成に努めます。

また、増加傾向にある精神障がい者に対するサービスの充実を図ります。

(2) 生活環境の整備

豊かな地域生活が送れるよう、住環境や交通、文化、緊急時の対応等について利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した整備を進めます。

(3) 相談支援

現在、鳥取県西部地区の9つの市町村が相談支援事業を指定相談事業所5か所に委託契約をしています。この体制をさらに強化します。また、成年後見制度を始めとする権利擁護や障がい者虐待防止の観点を踏まえ施策を展開します。

(4) 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療ができるよう保健・医療サービスの適切な提供の充実を図ります。

(5) 雇用

障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、働くことによって経済的な自立と社会への貢献という社会参加が促進されるよう、働く場・機会の充実と拡大を図ります。

(6) コミュニケーション

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ること・発信することが困難な場合があります。障がいの特性に配慮したコミュニケーション支援体制を充実させます。

また、障がいの有無にかかわらずお互いの立場や気持ちを理解し、人権や個性を尊重したまちづくりを目指します。

(7) 情報

江府町では障がいの程度が2極化しており、軽度の障がいのある方も増加しています。だれもが住みよいくらしを送るためには、お互いのことを理解し、尊重しあう関係性が必要です。そのためにも正しい障がいへの理解が必要となり、理解を深めるための情報発信や交流の推進を図ります。

(8) 教育

障がいのある子どもの全体像の把握のために、幼・小・中の関係者、福祉保健課、教育委員会で「保小中特別支援教育連絡会」を年に3回開催し、情報交換や協議を開催しています。

今後、このような連携の形をさらに発展させ、障がいのある子どもが、将来に向かって自分の能力や可能性を最大限に生かせるよう、発達段階に応じた教育や療育体制の整備を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	障がい者と共に生きる地域社会をめざして、障がい者への理解を深める。
事業者の取り組み	地域で安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備
町の取り組み	障がい者サービス提供事業所、相談支援事業所と連携を図り、一人ひとりのニーズに合ったサービスが提供できるように調整を行う。

【主要事業】

事業名	概要
地域生活支援事業	・相談支援事業、コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援
障害者自立支援給付事業	・居宅介護、就労移行支援、就労継続支援 ・生活介護、療養介護、短期入所、共同生活援助 施設入所支援等

第5節 地域医療の充実

【現状と課題】

平成12年5月に総合健康福祉センターを建設。1階に診療所、2階に行政の福祉保健課を設置し、保健・医療・福祉の連携に努めています。

課題としては、以下のとおりです。

- ①平成9年4月から旧診療所も含め赴任している武地医師の後継者対策。
- ②鳥大歯科口腔外科からの派遣により医師の固定化が出来ず、予防対策が定着しにくい。
- ③医師のほか、看護師、歯科衛生士、医療事務員の人材確保。

【施策の内容】

- (1) 保健・医療・福祉の連携強化
 - ・健康、病気予防教育の強化
- (2) 在宅医療・在宅福祉の充実
 - ・訪問診療、訪問看護の充実
 - ・医科常勤医の2名体制の確立
- (3) 鳥大医学部との連携継続
 - ・専門医による外来、継続派遣
- (4) 民間医療機関からの派遣
 - ・診療体制の充実（医科医師の常時2名体制）
- (5) 次世代育成（学生・研修医等）
 - ・診療所、町を医療従事者の教育現場として提供

【協働の取り組み】

町民の取り組み	福祉保健課保健師と連携して行う「出張福祉保健講座」の活用。
事業者の取り組み	地域住民と共に地域医療を考えるため、健康教育等の場を設ける。
町の取り組み	学生研修等のための宿泊施設の提供と充実・確保。

【主要事業】

事業名	概要
医療機器等整備事業	・耐用年数等による医療機器の更新。中山間地域であっても医療サービスとしての質を維持していけるよう、検査機器等の充実を図る。
地域医療を守るための診療体制の強化	・訪問診察等の対応のため、医科の医師を常時2名体制。大学や民間医療機関との連携協力、学生の教育機関を兼ねた体制づくりと後継者育成。

第3章 みんなで考え一人ひとりが輝くまち

第1節 地域コミュニティ活性化の推進

【現状と課題】

本町では、集落をはじめとする様々な地域コミュニティが形成され、活動が行われています。しかしながら、近年では少子化による人口減少がそれらのコミュニティに大きな影響を及ぼしています。コミュニティの中核を担う人材の高齢化が進み活力が低下し、若者の減少により将来の後継者の確保も困難になっています。現状はまだその機能を維持していますが、今後さらなる少子高齢化が進むことで、地域コミュニティの維持がより困難になっていくことが予想されます。

この課題解決のためには、行政と地域コミュニティを構成する一人ひとりがそれぞれの立場で力を出し合い、お互いに協力しながらコミュニティの活性化を図ることが重要です。

そして、既存の地域コミュニティの自立・強化に加え、それぞれの地域の新たな魅力を創出し、それを活かした仕掛け（イベント等）づくりを行っていきます。それにより町外からの人の流れをつくり、地域内だけでなく外部との交流も深めていくことで、地域の活性化と域内消費の拡大を図っていきます。

【施策の内容】

（1）地域のコミュニティの自立・強化支援

地域で暮らす一人ひとりが生き生きと生活でき、住み続けたいと思える町づくりのため、集落を中心とした地域コミュニティの強化を支援します。また、行政主導での施策を見直し、地域に住む人たちが自分の地域の活性化のための方法を自発的に計画し実践していく形を目指し、住民主体団体へ支援を行い、コミュニティの自立を図っていきます。

（2）若者が参画しやすい地域活動の創造

高齢化しつつある地域コミュニティの活性化のため、地域の若者が地域活動に参加しやすい環境づくりを行っていきます。若者が主導で行うイベントの実施や、他の地域の若者とのネットワークの構築などにより、若者が地域での自分の役割・価値を見いだせる仕組みづくりに努めます。

（3）地域の新たな魅力の創出

日々何気なく生活している環境や習慣が、外部の目から見ると貴重だったり、とても価値の高いものであることがあります。そういった地域の新たな魅力への気づきを促し、自分たちの暮らす地域の価値を再認識し、自分たちの町に自信が持てるよう住民意識を高める施策を行っていきます。

（4）ひとが集う仕掛けづくり

地域の中だけでなく、外の人を呼び込むことのできるイベントや仕掛けづくりを行い、交流人口の増加による地域活性化と域内消費の拡大を図っていきます。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	自分たちの暮らす地域を再度見つめなおし、地域の魅力・課題を再認識した上で、一人ひとりがそれぞれの立場で地域活性化のために何ができるかを考え実践していく。
事業者の取り組み	地域で行う様々な活動に対し、事業者の立場でできる支援を考え、実践していくよう努める。
町の取り組み	地域が行う活動に対し、行政の立場での支援を行う。 行政主導での事業実施ではなく、地域の人たちの自主性をうながし、住民主導の施策となるよう努める。

【主要事業】

事業名	概要
コミュニティ助成事業	・コミュニティ助成事業を活用し、集落コミュニティの活性化のための設備整備等に対して助成を行う。
地域活性化支援事業	・集落をはじめとした、地域コミュニティが行う地域活性化のための事業に対し助成を行う。
集落活動災害補償加入事業	・集落活動中の事故に備え、災害補償の加入を促すことで、安心して集落活動に取り組める環境をつくる。

第2節 社会教育・生涯学習の推進

【現状と課題】

現在、生涯学習に位置づけられるものとして、公民館講座（年間講座・自主講座）、子ども講座、高齢者を対象とした『明德学園』を行っており、毎回多数の参加者があります。

しかし、長期にわたってサークル的に実施しているものや、一人が複数受講するなど、受講者の固定化がすすみ、新規学習者の大幅な増加は見られない状況にあり、学習の成果を地域に広げるなどの人材育成にはつながっていません。

今後は、話を聞くだけの受け身の学びから、町民が主体的に話し合い考えを述べていく学び手中心の学習スタイル形成が求められます。そして、多くの人々が自分の好きなこと、得意なことに打ち込みながら、そのことを地域が持つ課題解決に活かすことができるような取り組みが必要です。

文化祭、各種スポーツ大会など、年間を通してさまざまなイベント、事業を実施していますが、参加者の固定化や減少は年々加速化しています。原因が、人口減によるもののみとは言い難い状況にあり、町民参画による事業内容の見直しや再構築が必要です。

【施策の内容】

- (1) 個々のニーズに合った学習の場の提供
- (2) 持続可能な生活や環境を保つため、必要な知識や技術を習得するための学習の提供
- (3) 地域課題の発掘と解決に向けた地区公民館（集会所）活動の活性化
- (4) 学校地域協働本部を中心とした地域社会の教育力向上
- (5) 青少年が活躍する場づくりとその活動のための支援

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・自主的な学習を続ける ・自分の考えや社会のためにできることを情報発信する
事業者の取り組み	
町の取り組み	「地域の課題は何か」「将来、どのような地域にしていきたいか」などを明確にし、「そのためにやりたいこと」をテーマに事業を構築していく。

【主要事業】

事業名
公民館講座
明德学園
スポーツ大会、教室
学校地域協働本部
分館活動の活性化

第3節 文化活動推進、文化財の保護・保全

【現状と課題】

文化とは、人々の生活の中で築きあげられてきた生活様式、活動が蓄積され、具体化されたものであり、文化財は地域の歴史やそれぞれの時代を反映したものです。これらを次の世代へ継承していくことは、現代に生きる我々の課題です。

現在、江府町文化協会を中心に音楽、芸術活動が行われていますが、会員としての活動を町全体に広げ、心豊かな生活につなげるため、子どもから高齢者までがさまざまな機会、場所で「文化」を感じることでできる土壌を形成していかなければなりません。

また、有形無形の文化財、地域に伝わる伝統芸能や行事を確かな姿で後世に引き継ぐことができるよう保護し、さらには、そのかたちを守りながら町の活性化のために活用する方策を確立することが必要です。

【施策の内容】

- (1) 心豊かなくらしづくりのための文化芸術団体支援、連携
- (2) 個々の文化活動参加拡充にむけた、芸術鑑賞や発表機会の提供
- (3) 指定文化財の保護・保全と町民への啓発
- (4) 文化的景観としての町の姿を見直し、文化財等と融合した地域活性化方策の検討
- (5) 伝統民俗芸能や地域行事伝承のための後継者育成

【協働の取り組み】

町民の取り組み	ふるさとに関心を持ち、文化活動や地域行事に積極的に参画する。
事業者の取り組み	
町の取り組み	「住んでいる町を誇りに思い、他人に自慢できる人づくり」に結びつく施策を積極的に実施していく。

【主要事業】

事業名
文化協会支援、連携
芸術鑑賞会、文化講演会の開催
指定文化財の点検・確認、自然と融合した観光素材としての活用
歴史民俗資料館の活用
伝統芸能後継者の育成、支援

第4節 人権・同和対策の推進

【現状と課題】

昭和44年に「同和対策特別措置法」が制定されてから平成14年3月末で失効するまで33年間に及ぶ同和対策事業により着実に物的環境面では改善がなされました。

しかし、「差別意識」の解消については、いまだ十分とは言えない状態にあり、インターネットの普及とともにネット上への差別書き込み、インターネットの地図を利用した居住地などの住所調べなど情報発信の進化とともに新たな事象が発生しています。また、人権課題も超高齢社会など様々な生活条件の中で変化しており、その解決に向け今後も、学校や職場、行政等における教育研修や地域での小地域懇談会を通して、あらゆる差別の解消に対する正しい理解と認識、人権意識の高揚が図られるようにする必要があります。

【施策の内容】

(1) 人権・同和教育の推進

江府町人権・同和教育推進協議会の活動を通じて、集落・団体・学校職場で人権・同和問題について研修会等を開催し、推進を図ります。

(2) 人権・同和啓発の推進

部落解放月間、人権週間に合わせて啓発資料の作成・配布を行い、町内巡回や、防災無線などで啓発の推進を図ります。

(3) 人権・同和教育指導者の養成

指導者育成講座などを実施し、積極的に活動できる指導者の育成に取り組みます。

(4) 人権・同和教育全国大会派遣

行政職員、教職員、各支部人権・同和教育推進協議会委員、社会教育関係団体役員などを推進者と位置づけ、県外で行われる各種大会へ派遣し、推進者の資質の向上に努めます。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修へ積極的に参加し一人ひとりが、人権・同和問題の正しい理解と認識が得られるように努力する。 ・差別落書き等差別事象を発見した場合必ず報告する。 ・人権・同和啓発に積極的に参加する。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育の研修会を事業所で行い人権・同和問題の正しい理解と認識が得られるように努力する。 ・事業所以外で行われる人権・同和教育の研修会に職員が参加できるよう配慮する。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会・小地域懇談会などを開催し、人権・同和教育の推進を図る。 ・啓発冊子の作成、町内巡回広報、防災無線などによる啓発を行っていく。 ・研修会などを実施し、指導者育成を図っていく。

【主要事業】

事業名	概要
人権啓発活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講座「たんぼぼ学級」を開催し、人権・同和教育の推進を図るとともに指導者育成を行っていく。 ・各集落の公民館で人権・同和问题小地域懇談会を実施し、より多くの方に人権・同和教育の推進を図る。 ・部落解放月間に合わせて、人権・同和问题研修会を開催し、人権・同和问题についての教育・啓発を図る。 ・人権・同和啓発資料「あかるいところ」を発行する。 ・全国人権週間にあわせて人権・同和教育研究集会を開催し、より多くの方に人権・同和教育の推進を図るとともに巡回広報、防災無線などによる啓発活動を行う。
同和教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会へ人員を派遣し、全国的な人権・同和问题の現状を把握するとともに町内への推進に活かす。

第5節 男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のため「江府町男女がともに輝くまちづくり条例」、「江府町男女共同参画プラン」に基づき様々な施策を推進してきましたが、固定的な性別役割分担の考え方は根強く残っており、そのことが子育て中の女性労働力低下等様々な不平等をもたらします。

今後、これらの条例やプランに基づき、男女が家庭、職場、地域、学校などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、町民、事業者、行政が共同して計画的に施策を推進するとともに、意識の改革を行っていく必要があります。

【施策の内容】

- (1) 「江府町男女がともに輝くまちづくり条例」、「江府町男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画社会の実現のための施策を推進します。
- (2) 男女共同参画意識の普及啓発を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・男女共同参画に関心を持つとともに、研修会等に積極的に参加する。
事業者の取り組み	・男女共同参画に関心を持つとともに、研修会等に積極的に参加する。
町の取り組み	・男女共同参画への意識向上を図るため、鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等と連携を図りながら、あらゆる場での啓発を進める。

【主要事業】

事業名	概要
男女共同参画研修事業	男女共同参画の意識を向上させるため、研修等を開催し、啓発活動を行う。

第4章 産業で活力とにぎわいを生み出すまち

第1節 観光の振興

【現状と課題】

本町の観光圏域は、大山隠岐国立公園をはじめとし、エバーランド奥大山、奥大山スキー場、休暇村奥大山、サントリー天然水工場、ブルーベリー農園など豊かな自然が広がっています。特に大山南壁は、四季を問わず多くの観光客を誘客する魅力を持っています。しかし、いずれの施設も利用者が減少しており、観光客は日帰りが大部分を占めているほか、これらの資源も観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分に活用されているとは言えません。昨今の観光は、経済的・時間的にゆとりのある高齢人口の増加に伴い「癒し」「健康」「感動」を求める観光客が多くなっています。また、平成28年度に大山周辺市町が日本遺産に認定され今後さらに海外観光客の誘客が進むことが考えられます。食や自然、地元の人々との交流を求める傾向が強まるなど、情報発信や体験メニューを充実させた魅力づくりや、地元主導で企画・立案し、実施する着地型観光の展開が求められます。

【施策の内容】

(1) 江府町観光協会の運営体制の充実

観光協会の運営を支援し、積極的な事業展開を進めるとともにメディアを活用した観光PRを行い、観光・交流の活性化を図ります。また、観光協会が江尾十七夜などの伝統を守り、さらなる町の観光発展のために自ら積極的に事業を展開するための運営体制の確立を支援します。

(2) 観光施設の整備及び維持管理

町内の観光施設（奥大山スキー場、エバーランド奥大山、カサラファーム、木谷沢等）を、指定管理者の検討も含め、年間を通して観光客が訪れることができよう整備し、維持・管理します。必要に応じて改修や他の用途も検討し、有効活用に努めます。

(3) 自然景観の保全と体験メニューの充実

昨今の観光の流れである「癒し」「健康」「感動」を求める動きが今後も継続されると思われるため、豊かな自然を生かし、個性ある地域を創出するため、景観保全や体験農園など観光機能拡大と魅力ある観光メニューの充実を促進します。インパクトのあるパンフレットの作製やメディアを活用して、観光資源を広く県内外へ情報発信し集客を図ります。

(4) 関係団体と連携した観光ツアールート確立

鳥取県西部エリア、日野郡エリア等の関係団体との連携を強化し、旅行会社へのセールスや、観光ルートを確立させ集客を推進します。観光・交流から定住・移住への展開も見据えながら、着地型の観光・交流の強化を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の豊かな自然、歴史・文化に誇りを持つ。 ・ホームステイ、民泊などを受け入れる。 ・「おもてなし」の心で観光客を受け入れる。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・体験観光の受入体制を確立し、交流人口の増加を図る。 ・集客イベントの開催や、物産店などに参加し、町内観光資源の魅力をPRする。 ・「おもてなし」の心で観光客を受け入れる。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の観光資源を、メディアやホームページを利用して広く県内外へ情報発信する。 ・観光商品の掘り起こしを行い、観光客の増加を図る。 ・観光施設を維持管理し、年間を通じて集客が望めるようにする。 ・「奥大山うまいもん祭り」など誘客イベントを継続し、またその他の誘客イベントなどの開催を支援する。 ・「おもてなし」の心で観光客を受け入れる。

【主要事業】

事業名	概要
観光協会運営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会は、町内の観光・交流の中核的役割を担っています。伝統の江尾十七夜をはじめとする事業を今後も継続し発展させるとともに、町の魅力を発信している観光協会の運営を支援する。
奥大山うまいもん祭り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広く町内外へ名産品・特産品を知ってもらい、観光誘客を促進する。 ・豊かな自然とおいしい食に触れ、江府町の良さを継続して次の時代に伝える。
まちなかにぎわい創出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひなまつりコレクション」をはじめとする、町民や町内団体が主体となって開催するまちなかへの集客を促進するイベントを支援する。

第2節 商業の振興

【現状と課題】

本町で生活に直結する生活必需品を取り扱っている業者は1社しかなく、町内で2店舗の運営と移動販売を行っていますが、自動車を所有する世帯においては、多くが米子市を中心とした市街地へ購買に出ており、本町の商店は、利用者の減少や高齢化、後継者不足等により、商店が減少し多様化する消費者のニーズを満たすことはできていない現状です。今後、交通に難を抱える高齢世帯が増えることが予想される中で、平成27年度にオープンした道の駅「奥大山」や移動販売の展開を充実させることで町内での利用者を増加させ、特に高齢世帯の為に生活必需品が安定して提供できるように現在の商業を維持していかなければなりません。

【施策の内容】

(1) 商工会運営体制の充実

商業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスの展開、販売促進の展開など、商業の活性化に向けた活動を充実させます。

(2) 中小企業への融資制度の継続

町の中小企業等への融資制度を継続し、周知と活用促進に努めます。現在の商業を維持し、新たなサービスが展開できるように支援します。

(3) 起業と特産品開発の支援

起業や新商品の開発等を促進するため、町の起業の支援等に関する制度を継続し、周知と活用促進に努めます。雇用の確保につなげ、商業の活性化を図ります。

(4) まちなかの賑わいの創出

商店が人々の集まる賑わいの場所となるよう、町民・民間企業・行政・各種団体が一体となり連携し、商店の存続に向けた取り組みを検討します。また、「奥大山ブランド」を確立し、町内外へ広くPRし商業発展への一助とします。

(5) 道の駅「奥大山」を核とした地域活性化

道の駅の集客力を活かし物産販売など地域産業の振興を図るとともに、地域の生活拠点、コミュニティ拠点として活用を推進します。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内商店の利用促進に努める。 ・積極的に起業や特産品の開発にチャレンジする。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会を中心とし、町内商店の利用促進施策の展開に努める。 ・「奥大山ブランド」による、町内外の顧客増加に努める。 ・後継者の育成、異業種参入等により、雇用の確保に努める。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・起業、特産品開発に対する支援の充実を図る。 ・商工会の運営を支援する。 ・企業誘致を促進し、雇用の確保に努める。 ・各種補助制度の周知を図り、利用促進に努める。

【主要事業】

事業名	概要
江府町特産品開発支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発セミナーなどを実施し、地元名産品、加工品等の開発支援を行う。
起業チャレンジ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の出資などによる新たな起業や異業種参入などによる新たな事業への取り組みの推進、設備投資などを支援する。
特産品販路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元特産品を町内外の商店等へPRし、販売を促進する。
奥大山ブランド推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然で清らかなブランドイメージを確立し、広く県内外へ奥大山＝江府町を周知し、町内外の顧客増加につなげる。

第3節 企業誘致と雇用の確保

【現状と課題】

現在、江府町内には、誘致企業として水関連会社が3社、それに付随する輸送関連会社が1社操業しており、水の町江府町を象徴する企業進出がなされています。これにより町内の雇用確保と経済波及効果や自然が豊富な町のイメージアップにつながっています。

これらの企業進出に伴い人口流入を促進するための住宅等、生活基盤整備や物流等に対応できる道路整備等インフラ整備が必要であり、さらに波及効果を上げるために観光、商業面での有効な施策が必要です。

また、従前から工業団地として整備した小江尾工業団地においては、米子自動車道江府インターチェンジにも近く企業進出が期待されていますが、問い合わせも少なく企業進出が実現されず現在に至っています。企業への働きかけや有効活用への計画策定が必要です。

【施策の内容】

(1) 用地の確保及び誘致・紹介活動

条件整備が可能な用地等を確保し、ホームページ等により企業誘致等の情報伝達の充実を図ります。

(2) 物流対策

高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備を行います。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・企業情報の収集・雇用につながる資格取得、スキルアップ
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・町内出身者の雇用
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ホームページの活用やイベント等への積極的な参加による企業誘致活動・雇用拡大への企業情報収集及び情報公開・人口流入に対する住宅基盤整備・アクセス道路の整備

【主要事業】

事業名	概要
江府町合同企業説明会	・町内の企業、事業所が合同で企業説明会を行うことにより雇用の確保を図る。
企業誘致イベント参加	・イベント参加により町をPRし企業誘致につなげる。
資格取得支援事業	・雇用につながる資格取得への支援

第4節 農業の振興

【現状と課題】

本町の農業は、水稻を中心に野菜と畜産の複合経営が営まれ、水田転作においては白ねぎ・トマトなどの特産野菜の他、大豆やソバ等の土地利用型作物の振興を図っています。しかし、団地化・集積の取り組みは十分とは言えません。昭和50年代後半には西日本最大の夏大根の産地として、販売額が3億円を超えたこともありましたが、高齢化、連作障害、予冷・保冷技術の向上による大産地との競合による単価低迷などの要因が重なり、現在では大根栽培は廃れています。鳥取西部農協の基幹品目である白ネギへとシフトしましたが、販売額50,000千円前後で頭打ちの状況です。

現在は、町外の法人による大規模な加工用大根の栽培や町内建設会社の参入によるブルーベリー栽培が行われています。

生産者の高齢化及び後継者不足の問題は解消されておらず、特に水田営農においては平均経営面積60aと零細なことと、近年の米価下落により基盤整備した農地でさえ、作り手の確保に困窮している集落もある状況です。

一方では、恵まれた自然環境と綺麗で豊かな水から県内有数の良食味米の産地であり平成21年に環境王国の認定を受け、水稻を中心にブランド化の取り組みを行っているところです。

また、特産野菜においては、コンニャク栽培がグループで行われていますが、県内の加工業者に芋を出荷するのみで、加工品の製造までには至っていません。

【施策の内容】

(1) 集落営農・担い手・新規就農の育成及び確保

新たな農業委員会制度により、農地等の利用最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を進めます。

現在町内に農事組合法人2組織と任意組合5組織があるが、休眠状態の組織もあります。

未組織の地域においても個々の農家による農地集積が担い手の高齢化で限界きており組織化の推進が必要あり、このままでは農地の荒廃も懸念されます。

- ・目標：平成37年度に集落営農組織の数を10組織（農地カバー率を50%以上）。

水田ビジョンに位置付けられた16名程度の担い手農家も高齢化（平均年齢68歳）が進んでおり新たな担い手農家の育成が急務です。

- ・目標：平成37年度に担い手農家の育成（認定農業者10名）。

農家の高齢化、後継者不足が深刻化している一方で、青年就農給付金、アグリスタート研修、若者定住対策等の施策により新規就農相談件数が増加傾向にあり、これに対応するために関係各機関が連携してきめ細かい支援体制を行います。

- ・目標：平成37年度に新規就農者10人。

(2) 米のブランド化

本町は県内有数のブランド米である奥日野特栽米の主力産地ですが、近年の米価下落により、生産意欲の大幅な減退と栽培面積の減少が危惧され、基幹作物である水稻栽培の非常事態です。

大きな問題として水稻の共同精算方式から個別精算方式を導入します。

米食味分析鑑定コンクール総合部門金賞受賞により販路を確保します。

- ・ 目標：平成37年度に栽培面積も現在の8.7haから50haへ増大、目標平均単価24千円/30kg。

(3) 農産物加工品の開発と高付加価値農産物の推進。

コンニャクについては、現在県内の加工業者への原材料として芋の状態での出荷が中心ですが、今後地域で加工、活用、料理開発等の付加価値に取り組むことが必要です。

既存のコンニャク加工の枠を突き抜けた斬新なアイデアの新商品開発を急ぎ、町内での高付加価値にも取り組む必要があります。

平成27年度にオープンした道の駅では、町内の特産品アイテムが不足している状況です。

また、高付加価値のある6次加工事業も停滞気味です。ブランド推進協議会の設立により奥大山ブランドを推進して特産品の開発を行います。

- ・ 目標：平成37年度に特産品開発を30品目

(4) 鳥獣被害対策

近年有害鳥獣による、農林業への被害が増大しています。特に捕獲頭数が増えているニホンジカの生息実態調査や個体の調整を行い県東部の状況にならないよう、日野郡鳥獣対策協議会、町有害駆除連絡協議会と連携して広域的に対策を講じる必要があります。また、狩猟者の高齢化により減少している捕獲従事者の育成を行います。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ 集落の現状を確認して、将来5年後、10年後の地域・集落の農業をどう維持・発展させるか、将来のビジョンを話し合う。・ 日本型直接支払制度を活用して、地域資源（農地、水路、農道）維持保全活動を行う。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな基幹品目の育成や、プレミアム特産米の販売戦略より、町内農業の振興と農家所得の確保を図る。・ 兼業農家、高齢者、女性農業者などに営農技術の底上げ。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ 新規就農、担い手の育成、集落営農等地域での取組みを下支えするとともに、江府町の農業の抱える課題について、構造面・品目にわたって支援体制を構築していく。

【主要事業】

事業名	概要
集落営農体制強化支援事業他 がんばる農家プラン事業他 新規就農者総合支援事業他	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー等育成講座の開催「農地中間管理事業」と「人・農地プラン」の作成推進。集落営農連携推進協議会を設立し設立の組織に対して継続的な支援。 ・国の施策で弱い、農地の受け手（担い手）に対する支援施策の充実、総合支援、指導体制の確立。 ・Uターン、退職就農者への情報提供、移住定住者施策＋就農のパッケージ化。空き家、空き地バンクの充実、総合窓口、支援体制の確立。
がんばる地域プラン事業他 （プレミアム特栽米）	<ul style="list-style-type: none"> ・極良食味米による全国レベルのブランド化を行う。鳥取西部農協により高級品として首都圏等で販売し、個別精算方式により、水稻生産における儲かる仕組みづくりを確立する。
江府町特産品開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・江府町のブランド事業を推進し、特産品開発による地域産業の活性化を図る。ブランド推進協議会を設立してブランド商品の選定、開発支援情報発信、人材育成を行う。
有害駆除事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日野郡鳥獣被害対策協議会、町有害駆除連絡協議会との連携により有害駆除捕獲による個体数の調整、進入防止柵等の整備を行い農林業への被害を防ぐ。

第5節 林業の振興

【現状と課題】

本町の総面積は、12,452haでそのうち森林面積は10,273haで総面積の約82%を占めています。民有林面積は、9,289ha、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は、4,774haであり、人工林率51%で県下平均を多少下回っています。

しかし、4～7齢級の要間伐林分が4,285haと46%を占めており今後、保育・間伐を適正に実施していくことが重要です。しかしながら、国産材需用の低迷、経営コストの上昇、林業従事者の減少、高齢化等により間伐・保育等が適正にされていない森林が増加しています。

そのため、町、森林組合、所有者等が一体となって計画的に間伐・保育などの森林整備を進め、基盤となる路網整備を推進します。更に今後は森林組合等による施業の実施体制の整備、森林組合・林業関連事業者の育成、関連施策の積極的活動等を図り森林整備の目標達成に努めます。

○森林資源の状況

単位：ha、%

土地 面積	林野面積					民有林内訳			
	国有林	民有林	その他	計	林野率	人工林	天然林	その他	人工林率
12,452	870	9,289	114	10,273	82.5	4,774	4,264	251	51.4

○素材生産量の推移

単位：m³、%

H21		H22		H23		H24		H25	
うち間伐材									
6,900	2,200	5,200	2,200	4,400	2,600	3,100	1,800	4,400	1,500

【施策の内容】

(1) 森林整備の合理化

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進します。また、地形にあった機械作動システムの導入・定着やオペレーターの養成、森林労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行います。

(2) 森林整備のための施設整備

林道開設の推進と併せ、間伐・保育を進めるために、間伐未実施の集団的に在る地区、長伐期施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設を推進します。

(3) 森林病虫害等の駆除及び予防

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めます。

特にナラ枯れ被害については一部で確認され、駆除していますが被害看視による早期発見に努めるとともに、まん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合は、有識者の意見を参考に伐採の促進に関する指導等を行います。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	森林施業の集約化、森林経営計画への参画。
事業者の取り組み	森林経営計画の策定と実行管理。
町の取り組み	江府町森林整備計画の着実な実施。

【主要事業】

事業名	概要
造林事業 間伐材搬出等事業	<ul style="list-style-type: none">・森林が持つ多面的機能発揮のため植栽間伐、森林整備を行う。・適正な森林の保全・整備、木材の有効利用を図るため、間伐材搬出を行う。
鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト事業	<ul style="list-style-type: none">・路網整備（林用専用道）を中心に林業機械の整備、木材加工施設や木造公共施設の整備等川上から川下に至る総合的な取組を支援。
ナラ枯駆除事業	<ul style="list-style-type: none">・ナラ枯れによる被害木の除去及び防止を行い、美しい自然景観を守る。

第5章 住んでみたいまち、帰って来たくなるまち

第1節 公共交通の充実

【現状と課題】

1. 町営バス事業について

町内の公共交通機関の要である町営バスは平成21年4月の小学校統合に合わせ、児童・生徒の通学及び高齢者の通院・買い物など、地域住民の生活路線確保を目的に導入されました。

運行については江尾駅を中心に6路線あり、うち4路線が1日7往復、残りの2路線がそれぞれ5往復、3往復の運行をしています。

導入後は少子高齢化の進行によりバスの利用は年々減少しています。

町営バスの利用は小中学生の通学がその大半を占めることから、少子化の影響が大きいと想定されます。一般の方の利用としては、診療所などへの通院(行き帰り)と町内での買い物などに利用されています。

○町営バスの年間乗車人数の推移 (単位：人)

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
76,127	70,868	67,193	58,876	53,254	49,777	45,470

2. タクシー利用者助成事業

一方江府町では平成24年11月から、身体障害者の方や高齢者で自動車の運転ができない方などの交通弱者の人を対象としたタクシー利用者助成事業を始めました。平成27年度からは補助率・補助限度額の引上げと補助対象年齢を高齢者70歳以上(自動車免許のない方)に引き下げる改正を行いました。認定者数は平成28年3月末で310人となり、補助金制度の浸透と補助対象要件の拡充等によりタクシー利用者数は増えています。

3. 現状における問題点と課題のまとめ

- ・少子高齢化によるバス利用者の減少
- ・バス利用の少ない便・区間がある
- ・今後を見据えた町営バス車両の更新と小型化
- ・バスの乗り入れ困難な地域への対策
- ・公共交通としてのタクシーの役割の重要性拡大 (町営バスとの役割分担・棲み分け)

【施策の内容】

(1) 町営バスの路線・便数・運行方法の見直し

少子高齢化によりバス利用者が減少する状況において、町営バスについては運行の効率化と経費削減が求められると同時に、一方では住民の生活交通機関を確保していくことを高いレベルで両立させることが要求されます。一般に利用の少ない路線や便については、削減やデマンド運行の導入などが行われているケースがあります。

町では、今後の利用状況を踏まえ、江府町に見合った運行方法（路線、便数、デマンド運行）や、これから迎える車両更新について検討し、これらの課題について地域公共交通会議で議論を重ね、利便性と効率性のバランスのとれた町営バス運行を図っていくことが求められています。

(2) タクシー助成制度の充実

身体障害者の方や高齢者で自動車が運転できない方からはドア to ドアでの移動が求められており、今やタクシーは住民にとって無くてはならない重要な公共交通機関の一部となっています。タクシー事業は民間会社が行っていることから採算が合わない場合は事業撤退もあり得ます。

タクシー助成制度の在り方についても住民の意見を聞きながら住民ニーズに沿った制度の充実と見直しを行い、町営バスとの役割分担と棲み分けを行っていくことが必要となっています。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	○意見・要望・アイデアの提供 公共交通への意見は個人によって様々。より多くの方の意見を公共交通施策に生かせるよう、集落や各団体などで意見や要望などをとりまとめ、住民のニーズを町へ届けていく。
事業者の取り組み	○事業者目線での効率化とサービス向上 効率的な運行に努力するとともに、町民の方に公共交通機関（バス、タクシー）に関心を持っていただけるよう、利用者へのサービス向上を図る。
町の取り組み	○行政として行うべきこと、他機関との連携 ・地域公共交通会議において現状の公共交通について検討を重ね、絶えず見直しを行っていく。 ・多少でも利用減少に歯止めをかけるべく、住民の方に公共交通に関心を持っていただけるようなイベントなどを県やバス会社などと連携し企画・実施していく。

【主要事業】

事業名	概要
町営バス運行事業	・バス会社に運行委託（6路線、車両5台）
タクシー利用者助成制度	・町内在住の交通弱者がタクシーを利用した場合において、その料金の一部を助成する。（タクシー利用者への助成）
高齢者日常生活交通確保支援事業	・独居・高齢者世帯の方でバス利用が困難、路線外地域在住の方は、タクシーを利用しなければ医療機関への通院や日用品購入等ができない。このような方は、タクシー業者を頼る必要がある。町内唯一のタクシー業者を支援することにより、バス利用の出来ない方でもが安心して地域で生活を行う事が出来ることを目的とする。（タクシー事業者への補助制度）

第2節 廃棄物処理の推進

【現状と課題】

本町では、平成9年以来 廃棄物の分別収集を推進しており、一般廃棄物の収集業務を町内業者に委託し、収集した廃棄物は不燃性廃棄物及び資源性廃棄物を鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザに、可燃性の廃棄物は日野町江府町日南町衛生施設組合の各処理施設に、軟質プラスチック・有害性廃棄物は民間処理会社へ委任し処分しています。

本町における平成27年度の一般廃棄物排出量総量は、年間 840.2 tとなりました。その内、再生リサイクルされる廃棄物は、年間191.1 t（排出量の22.7%）となりました。

一般廃棄物の総排出量は減少していますが、一人あたりの排出量は平成23年度以降緩やかに上昇しています。緩やかな景気回復、物価上昇の影響が1人当たりの消費の増加に影響を与えていると考えられます。

【施策の内容】

(1) 住民へのごみ分別・減量化の啓発（4Rの推進）

広報誌等による「リフューズ（断る）」「リデュース（減量）」「リユース（再利用）」「リサイクル（資源再利用）」についての啓発・広報の実施

(2) リサイクル運動支援奨励金制度によるごみ減量化の推進

資源ごみの回収運動を実施した団体に対し、奨励金を交付することにより一般家庭、事業所等から出される資源ごみの再生利用を促進、併せて廃棄物の減量化を図るとともに、分別収集を促進するためにごみ減量への意識高揚を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	○ごみ分別の徹底
事業者の取り組み	○事業者目線での業務の効率化とサービス向上 一般廃棄物収集業務における効率的な業務運営に努力するとともに、収集不可物があった場合における住民への丁寧な説明
町の取り組み	○行政として行うべきこと 広報やごみ分別説明会の開催などを行い、ごみ減量・分別意識高揚を図る

【主要事業】

事業名	概要
住民への啓発活動	・住民のごみ分別意識の高揚に向け、分別啓発を継続的に実施していく
リサイクル運動支援奨励金	・空瓶回収などの回収運動への奨励金制度の充実

第3節 国土保全の推進

【現状と課題】

近年、ゲリラ豪雨や台風などの自然災害により水害、土砂崩れ、がけ崩れなどが発生しやすくなっています。本町の地形は総体的に急しゅんであり、近年の開発によって土地保水力が低下し、地質的にもろくなっています。

その一方で現在、登記所に備え付けられている登記簿や地図（公図）は、その多くが明治時代の地租改正時に作成された記録をもとに、今日に至るまでの間に加除修正が加えられてきたものです。ひとたびゲリラ豪雨や台風などの自然災害が起き水害、土砂崩れ、がけ崩れなどが発生すれば、土地の境界が分からなくなり、復旧作業は困難を極めることになります。地籍調査の実施が終わっている場合、復旧すべき土地の位置が正確に分かるため、早い段階で復旧作業に取り掛かることができます。しかしながら、町内における地籍調査進捗状況は全国平均に対し大きく遅れているのが現状です。そのため、早急かつ継続的な地籍調査事業の推進を行う必要があります。

また、町内の一部集落においては家屋などの建物がレッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）、イエローゾーン（土砂災害警戒区域）に位置している箇所があります。自然災害による水害、土砂崩れ、がけ崩れなどに対する治水・治山対策、砂防指定河川による河川・砂防整備などの災害防除対策を今後も継続的に推進して行う必要があります。

自然災害等に備えた町内の全域にわたる強靱なまちづくりを実現するためには、町のみならず、民間事業者、住民を含め全ての関係者の叡智を結集し、総力をあげて取り組むことが不可欠です。そのために、行政・民間事業者・町民それぞれが、様々なかたちで周りとの連携・協力しながら強靱化の取組の輪を広げ、重ねていくことが重要です。

【施策の内容】

（1）地籍調査

地籍調査により土地の境界等の情報を明確にすることで、自然災害などが発生し、土地の位置や形状が不明になった場合であっても迅速かつ正確に復元することが可能になり、財産の保護につながります。そのため、町内における地籍調査事業を早期かつ継続的に推進します。

〈江府町における地籍調査の進捗状況〉

要調査面積 (k m ²)	平成25年度 実績面積 (k m ²)	平成26年度 実績面積 (k m ²)	平成27年度 実績面積 (k m ²)	平成27年度 末までの調査 済面積 (k m ²)	平成27年度 末までの進捗 率
115.73	0.04	0.52	0.97	8.72	7.5%

（2）治水・治山対策

山際・崖地に点在する建物を水害や山崩れなどの自然災害から未然に防ぐため、予防対策の一環として森林の公益的機能の活用のため森林の整備・管理を充実し森林保全に努め、土地保水力の向上を図ります。また、災害防止のための啓発活動を推進します。

(3) 河川・砂防整備

土砂災害防止法に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進などの整備を推進します。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な地籍調査を実施するために、区長や推進委員は町と関係者等とのパイプ役を担う。 ・現地立会において推進委員は必要に応じて第三者見地から適切なアドバイス、助言を行う。 ・地籍調査、災害防止のための啓発活動を推進する。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な地籍調査を実施するために、町や関係者等と相互に連携を取りながら、正確にかつ適切に作業工程を行う。 ・災害に関する情報を適切に提供する。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査を実施するにあたり、推進委員や関係者等と連携を図りながら、円滑な現地立会に努める。 ・町民が安心、安全に暮らしていただけるように災害危険個所を随時点検し、危険個所は適切な未然防止策を図る。 ・地籍調査、災害防止のための啓発活動を提供する。

【主要事業】

事業名	概要
地籍調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査未実施地区において、地籍調査事業を早期かつ継続的に実施していく。
治水・治山対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の開発によって水土保持機能が低下した流域において、関係機関が緊密な調整を図りつつ、治水・治山施設の整備、林道の整備などを一体的かつ総合的に実施していく。
河川・砂防整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水害、土砂災害のおそれがある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進等のソフト対策を実施していく。また、関係機関と連携をとりながら砂防ダムや護岸改修を適切に実施していく。

第4節 上下水道の整備

○水道

【現状と課題】

本町の上水道は16地区を統合し、江府町簡易水道事業1地区と鏡ヶ成地区の専用水道1地区となっており、全集落が整備され普及率は98.9%に達しているが人口が減少していることから給水量の増加は見込めません。

施設においては、老朽化や水源水量が減少したのも一部あり、計画的に見直しをしていく必要があります。

平成20年度に料金改定を行いました。施設の老朽化による管理費の増により一般会計からの繰入れも多く定期的に見直ししていく必要があります。

【施策の内容】

(1) 俣野地区水源改良

水源の水量が減少しているため新たな水源を求め、統合整備を行っていきます。

(2) 大河原地区老朽管更新

整備されてから40年以上が過ぎ老朽化が進んでいることから、管路の更新をしていきます。

(3) 米沢地区統合

御机地区と米沢地区を統合し、経営の効率化を図っていきます。

(4) 貝田地区水源改良

現在、湧水を原水としているが、より安全で安心な深井戸に切り替えていきます。

(5) 大万地区水源改良

現在、湧水を原水としているが、より安全で安心な深井戸に切り替えていきます。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・漏水等異変があれば町へ情報を提供する。
事業者の取り組み	・修理の依頼に対し、速やかに対応する。
町の取り組み	・安全で安心な水の提供を行う。 ・施設の維持管理に万全を期す。

【主要事業】

事業名	概要
生活基盤施設耐震化交付金	・水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組に対し支援を受ける。
水道料金減免	・故障により漏水した料金の1/2を2カ月分減免するもの。

○下水道

【現状と課題】

生活排水処理施設は、農業集落排水10処理区、林業集落排水2処理区、特定環境保全公共下水1処理区の整備が終了し、集合排水処理施設の整備は完了しました。今後は各戸の接続を進めていくことと、集合処理区域ではない戸別処理区域についても、合併処理浄化槽の整備を進めていく必要があります。

同時に、点在する集合処理施設の老朽化や人口減少などを考慮して、長寿命化や処理区の統合・再編等を検討します。

平成27年度末	農集排	林集排	特環公共	個別処理
処理区域人口(人)	1,641	67	1,201	221
接続済人口(人)	1,537	64	1,083	133
接続率	93.66%	95.52%	90.17%	60.18%

【施策の内容】

生活排水処理

(1) 集合処理区域においては、未接続者に対し、早期接続を推進します。

戸別処理区域においては、合併処理浄化槽の整備を推進します。

(2) 各集合処理施設について、長寿命化のための改修・統合・再編等の検討をし、永続的な運用を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	集合処理区域では、未接続者は早期の接続に努める。 個別処理区域では、未整備者は早期の整備に努める。
事業者の取り組み	施設・管路などに故障がある際には、早急に対応する。
町の取り組み	接続・整備に向けての啓発を行なう。 集合処理施設の永続的な運用に向けての検討・改修などを実施する。

【主要事業】

事業名	概要
循環型社会形成推進交付金	・合併処理浄化槽の設置に交付金を交付する。 ・国費:限度額の1/3 ・町費:限度額の国費補助残(設置者負担27万円)
社会資本整備総合交付金 (防災・安全)	・長寿命化計画の策定・設備の改修 ・国費:補助対象の1/2

第5節 道路の整備・維持

【現状と課題】

本町の基幹道路として、米子自動車道（中国横断自動車道岡山米子線）、国道181号、国道482号の3路線があります。

米子自動車道は日本海と太平洋を結ぶ道路として平成9年3月に全線開通し、開通後18年が経過しています。その間の交通量の増加により交通事故の発生件数も併せて増加している現状があります。

現在、交通安全確保等を含め、早期4車線化について地方協議会を先頭に国への要望活動を展開しています。

国道181号は、西部地方生活圏の中心である米子市を結ぶ幹線道路で、豪雨時は柿原入口下のJR高架橋下部分の冠水により通行止めとなることが幾度となくあり、通行に支障をきたしています。

現在、鳥取県において、日野川左岸道路の計画が進行しており、早期の工事着手、完成を目指す必要があります。

国道482号は、江府町と岡山県とを結ぶ経済交流・物流の要となる道路ですが、岡山県側の道路は、幅員狭小、急カーブ多数のため、早急な改良が望まれます。

県道は、主要地方道2路線、一般県道3路線があり、特に主要地方道岸本江府線についてはJR踏切から集落方向に向けての幅員狭小区間の整備を早期に行い、通行車両及び歩行者の安全を確保する必要があります。

町道は、1級6路線、2級7路線、その他84路線、実延長89 k mの区間を有しています。

昭和45年時点以降、改良率、舗装率とも増加はしているものの、舗装や法面保護については経年劣化による損傷箇所が年々増加しています。また橋梁等も設置してからの年数が30年以上の物件が多く、橋梁の状況把握が急務となっており、道路全体の維持・補修等を計画的に実施していかなければなりません。

改良事業は、181号の根雨から荒田までの区間で災害等により通行止めとなった場合において、う回路が無いために通行に支障がでます。これを踏まえ、日野町舟場から下安井までの町道下安井舟場線の改良事業について事業を進める必要があります。

農道においては、大山第二広域農道が3区間あり、特に笠良原下蚊屋間は、(株)サントリーの物流路線となっていますが、舗装の損傷および轍等ができており、工場増設による交通量の増加を踏まえると、早急な対策が必要と考えられます。

林道については、森林経営計画に基づき町の持つ林地資源の有効活用を図っていかなければならず、平成27年度からは林業専用道の開設に着手しました。今後は鳥取日野森林組合と連携を図りつつ、林内路網整備を行っていき、資源の活用方法についても検討していきます。

また、事業休止中の県営の林道宝仏山線の事業も今後継続実施を進めて行きます。

除雪については、米子市への通勤・通学が一般的になっており、国・県道、町道等冬期間の交通確保のため、民間事業者等へ除雪作業を委託し行っています。また一部集落内の町道では、用水路を活用した消雪装置を設置しています。しかしながら、民間事業者による除雪機械保有は少なく、町が保有する機械に頼るところが多く、また運転手不足もあることから適正な機械保有台数の算定が難しい状況にあります。消雪装置については、設置後20年以上経過しており、集落での維持管理が難しくなってきたのが現状です。

【施策の内容】

- (1) 基幹道路の米子自動車道・国道・県道の整備については、国・県・近隣市町村と連携し問題を洗い出し、早期整備について協議・要望活動を行っていきます。
- (2) 町道の維持補修・改良については今ある補助事業（社会資本整備交付金等）の活用により、計画的に整備を行っていきます。
- (3) 広域農道については、補助事業及び起債事業を含め予算検討を行いながら事業を進めます。
- (4) 林道については、緑の産業活力創生プロジェクト基金事業等の補助事業により事業推進を図っていきます。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業における理解・協力 ・ 道路事業についての提案 ・ 道路変状等の情報提供
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・緊急時対応の協力 ・ 除雪業務の協力、運転手の確保・育成
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の意見を反映しつつ、合理的な道路計画を策定し、住民・関係者へ公表するとともに地域の課題を共有する。 ・ 道路構造物の高齢化による維持補修費の増大・集中に備え、長寿命化修繕計画を策定し、これまでの事後保全から予防保全に転換し計画的に補修することにより維持・更新費用の平準化・削減を図る。 ・ 除雪機械運転手の高齢化による担い手確保・育成のための補助制度等を検討する。

【主要事業】

事業名	概要
社会資本整備交付金事業	補助率 60% 道路改築、除雪、橋梁補修、舗装補修、災害防除
鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト基金事業	林業専用道
日野郡除雪機械運転手の育成支援事業補助金	事業費上限 600 千円/人（県・町 3/2 400 千円） 除雪運転手育成補助金

第6節 住宅対策の推進

【現状と課題】

本町の人口は減少傾向にあります。核家族化や企業の進出、移住希望者の増などにより住宅需要は高まっています。しかし、紹介できる物件が不足しており、住居を探している方からの問い合わせに対し、対応がほとんどできていないのが現状です。

また、町内には100件以上の空き家があり、中には状態が良く活用の可能性のある物件もありますが、人に貸し出すことに抵抗感を感じる所有者も少なくありません。

今後I・J・Uターンを促進し、本町の人口流出に歯止めをかけるためには、空き家、宅地、アパートなど多様な住宅ニーズに対応した施策を行っていく必要があります。

また、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、危険な空き家に対する行政の対応も求められています。今後は調査をもとに空き家の適正管理について、協議会等を構成し公平な視点から防災面からも危険な空き家を計画的に除去するよう指導や施策を行っていかねばなりません。

【施策の内容】

(1) 空き家の利活用

利活用可能な空き家を資源としてとらえ、改修費用の助成や家財処分の助成を行い、移住定住希望者へ紹介できる物件の増加に努めます。また、空き家を貸したくない所有者の理由やニーズを把握し、貸し出しに前向きになるような対策を講じます。

(2) 多様な住宅ニーズに沿った施策の実施

町内で住宅を探す方に対し、町営住宅のみならず民間企業と連携したアパートやシェアハウス・ゲストハウスの設置、民有の宅地や空き家の紹介など、多様な選択肢を用意することで住宅ニーズに対応します。

(3) 子育て世代への支援

次世代を担う子育て世代が住宅事情から町外へ流出することを防ぐため、多様な子育て世代の住宅取得に関する支援を行い、定住化を図ります。

(4) 危険な空き家の指導・除却

町内の空き家を調査し、適正管理を促す条例の制定や計画の策定、空き家に関する協議会の設置を行い、町として空き家対策の目指す方向性について検討を行います。また、周囲に影響を及ぼす危険な空き家については、所有者に対する指導や勧告を行い、取り壊しに向けた対策を講じます。

【町内の利用可能な住宅の状況】

平成28年12月末現在

住宅の種類	総数（部屋数）	空き物件（部屋数）
町営住宅	30	0
民間アパート	8	0
空き家バンク登録物件	15	6

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいや空き家に関心を持つとともに、情報の収集や施策への協力をすることで、多様な住宅確保の実現に努める。 ・危険な空き家に関する情報提供や所有者への連絡など、課題解決に向けて地域で取り組む。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な住宅ニーズに応じて、民と官が連携した事業に取り組む。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の有効活用や民間アパート、分譲地等様々な住宅ニーズに応える対策を進め、人口増加による地域活性化を図る。 ・空き家の適正管理について、所有者への指導や問題解決に向けた取り組みを行う。

【主要事業】

事業名	概要
空き家・空き地情報バンク事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家や空き地の売却・賃貸を希望する所有者と、移住定住希望者のマッチングを図る。
空き家活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンクに登録された物件を対象に、入居のための改修費用や家財処分等の費用を支援する。
官民連携住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・官民が連携した住宅整備を行うことで、行政と民間、互いの費用負担を抑える。民間のノウハウを活用し、柔軟で多様な住宅の提供を実現する。
空き家適正管理推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な空き家に対する条例の制定や計画の策定、協議会の設置を行い、空き家の適正管理が図られるよう対策を講じる。

第7節 移住定住の推進

【現状と課題】

近年、本町では、少子化・若者の流出などにより人口減少が進行しています。人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題となっています。このため、現に生活している町民はもちろんのこと、町外の人々をも惹きつけることができ、魅力のある暮らしを創出するための施策を展開することにより、人口の流出及び減少の抑制を図ることが重要になっています。

そのため、ライフサイクルの中の、「就職」、「結婚」、「出産」、「子育て」といった定住の動機付けに効果が期待できる時期に、定住促進施策を展開することが求められます。本町の豊かな自然をはじめとするさまざまな魅力をPRし、I・J・Uターンを促進するとともに、住宅支援等の受け入れ態勢の整備を進めることで、将来にわたって持続可能なまちづくりを行う必要があります。

【施策の内容】

(1) 魅力の発信及び相談体制の充実

移住定住検討者のニーズを満たすため、移住定住施策、相談窓口、住宅情報、求人情報など、移住定住に関する情報を一元化し、移住定住希望者に対しわかりやすく、きめ細やかな対応ができる相談体制や移住後のフォローアップ体制の充実強化を図ります。また、都市圏での相談会参加や、ホームページ、パンフレット等で広く本町の魅力を発信します。

(2) 定住に必要な住宅の整備

若者夫婦及び子育て世代の住宅取得を支援して定住促進を図るとともに、住宅取得や居住空間への不安を軽減しながら少子化対策を推進します。また、移住定住者の住宅・宅地取得を支援し、受け入れ態勢の整備を図ります。

また、空き家情報バンクをはじめとした空き家の有効活用を進め、人口増加による地域活性化を図ります。

(3) 田舎暮らしの体験及び地域間の交流

移住定住検討者が本町の暮らしを体験できるよう、お試し住宅設置や民間事業者、各種団体と協調した体験メニューの整備を図ります。また、移住定住者と地域住民との交流の機会を設け、交流の促進による地域の活性化を図ります。

(4) 結婚支援及び出会いの機会の創出

結婚を希望する男女の出会いの機会の創出や、縁結び支援の活動を支援し、少子化・定住化対策を推進します。

【移住定住者の状況】

	H24	H25	H26	H27
移住定住者	0	0	12	5
相談件数	5	12	21	32

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関心を持つとともに、居住環境の維持及び改善に努める。 ・空き家があれば町へ情報を提供する。 ・積極的に移住定住者と関わり、地域交流による地域活性化を図る。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会建築部会や司法書士等による適切なアドバイス、改築等を行う。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住情報を一元化し、町の魅力を発信する。 ・空き家の有効活用や民間アパート、分譲地等様々な住宅ニーズに応える対策を進め、人口増加による地域活性化を図る。 ・男女の出会いの機会を創出する縁結び支援員の活動を支援し、少子化・定住化対策を推進する。

【主要事業】

事業名	概要
I J Uターン促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住相談会へ積極的に参加するとともに、町内への移住相談へ速やかに対応できるよう、移住定住情報を一元化し、町の魅力を発信する。
お試し住宅運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住を検討している人に本町の暮らしを体験してもらうため、シェアハウスやゲストハウス等のお試し住宅を整備し、定住促進を図る。
移住定住者住宅支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住者の住宅・宅地取得を支援して移住定住を促進する。
空き家活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンクを運営するとともに、移住定住者が空き家に入居するための費用を支援する。
移住定住者サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住者が地域で孤立しないよう、サポート団体の育成を図るとともに、移住定住者と地域住民の交流による地域活性化及び定住促進を図る。
縁結び支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・晩婚化や少子化が進む中、結婚を望む男女の出会いを創出する機会づくりや、縁結びの活動を支援することで、人口増加や次世代を担う住民の定住を促進する。

第8節 情報通信の環境・基盤整備

【現状と課題】

現在、スマートフォンやタブレット端末などを利用したモバイル通信の拡大やクラウドコンピューティングの発達など情報通信技術は急激に進展しており、一方で、ホームページ改ざんや標的型攻撃など情報セキュリティに対する脅威が増大しています。更に東日本大震災時に発生した電子メールやインターネットの不達や障害、情報システム及びデータの消失など、大規模災害発生に備えた対策が求められています。全国的に、情報システムのクラウド化やオープンデータ、社会保障・税番号制度の導入が推進されているなど、ICTを取り巻く環境は大きく変化しています。

国は、利便性が高く、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、マイナンバー制度の導入を進めていますが、これにより住民が各種申請を行う際に窓口で提出する書類が簡素化されるなどの負担軽減が図られます。また、一人ひとりが自分の特定個人情報をインターネット上で確認できる機能や、行政機関から情報提供を受けて手続きが行える機能（「マイ・ポータル」）の構築が検討されており、国民の利便性の一層の向上が期待されます。また、行政においては転記・照合の確認作業などの業務の多大なコストが軽減され、業務間の連携が取られるため、重複作業など無駄な経費が削減できます。

こうした中、県内19市町村で、平成27年5月に「鳥取県自治体ICT共同化推進協議会」を設立し、ICT分野における住民サービス向上、セキュリティ対策、コスト削減や業務の効率化、人材育成など共通の課題解決を目指して、県内市町村でシステム共同化等の推進に取り組んでいきます。

【施策の内容】

(1) 社会保障・税番号制度（マイナンバー）への対応

社会保障・税番号制度の概要や個人番号カードの活用について住民への周知を徹底するとともにシステム構築を含めて、社会保障・税番号制度の推進を図ります。

(2) セキュリティ強化対策

ホームページ改ざんや標的型攻撃など情報セキュリティに対する脅威の増大や番号制度の導入に伴う個人番号を含めた個人情報の流出をしないようネットワーク分離等の実施により、セキュリティ強化対策を図ります。

(3) 情報システム共同化の実施

鳥取県と県内市町村で、鳥取県自治体ICT共同化推進協議会において、情報システムの共同化を推進し、コスト削減を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・個人番号カードの取得利用の推進
事業者の取り組み	・最新の情報セキュリティ対策等の情報提供
町の取り組み	・社会保障・税番号制度の推進（住民への周知、システムの構築等） ・セキュリティ強化対策の実施 ・情報システム共同化の実施

【主要事業】

事業名	概要
社会保障・税番号（マイナンバー）制度の推進	社会保障・税番号制度の概要や個人番号カードの活用について住民への周知
セキュリティ強化対策の推進	番号制度導入に伴うセキュリティ対策強化の推進
情報システム共同化の推進	鳥取県自治体ICT共同化推進協議会において、行政情報システムの共同化の推進

第6章 災害に強いまち

第1節 消防対策の充実

【現状と課題】

本町の消防体制は、西部広域行政管理組合で組織する常備消防（江府消防署）と非常備消防（江府町消防団）で構成されており、集落では、自衛消防隊が組織されています。

しかしながら、近年過疎化の進行に伴い、集落で自衛消防隊の運営・維持が非常に困難になってきており、初期消火には取扱やすい消火栓での消火活動に重点がおかれています。

取水の困難な集落には、防火水槽の設置を推進してきましたが、安定的な水利確保が困難な地域では、現在も防火水槽の設置を希望する声もあります。

【施策の内容】

（1）集落での自衛消防の強化

集落での有事の際の消火活動は、可搬ポンプを導入してきており、整備が進んでいましたが、近年は、高齢者、女性でも操作が可能な軽可搬ポンプの導入を希望する集落が顕著になってきたため、軽可搬ポンプ導入、配備を計画します。

（2）防火水槽の設置

防火水槽の設置を推進し、より一層の消火対策の充実を図ります。

（3）消火栓施設の充実

消火栓施設の適正な維持管理及び整備を図ります。

【協働の取組み】

町民の取組み	・可搬ポンプ、軽可搬ポンプ、消火栓の日常の管理を行い、非常時に備えた訓練を実施する。
事業者の取組み	・消防団協力事業所に登録する。
町の取組み	・高齢者、女性が取扱いやすい軽可搬ポンプの導入を推進する。 ・自衛消防隊・消防団員の活動支援

【主要事業】

消防施設整備事業	・老朽化している消防施設の更新、整備軽可搬ポンプの導入 ・消火栓の整備
消防団員活性化事業	・消防団員の確保及び消防技術等の向上を図る。

第2節 災害対策の推進

【現状と課題】

災害と言えば、土砂災害、地震災害、風水害、雪害などの災害がありますが、これらの対応について、情報の収集、連絡、避難、応急体制の確立を図る必要があり、災害弱者への配慮も必要となっています。

特に地震は、どこで発生するか分からない状況にあり、防止することはできないうえに、連鎖的に火災、家屋倒壊、土砂崩れ、交通機関、停電等のライフラインの寸断等、同時に発生することが考えられます。情報通信施設の重要性は非常に高いですが、昭和61年に整備した防災行政無線もすでに30年が経過し老朽化が激しく更新の必要があります。

また、災害弱者への対応等、日ごろから自助、共助、公助の考えを広く浸透させ、災害発生時には、より負担の少ない復旧に努める必要があります。

【施策の内容】

- (1) 町の地域防災計画に加え、集落単位の集落防災計画の作成を推進します。
- (2) 定期的な物資、資機材の更新、整備、備蓄を行います。
- (3) 地域の情報網、通信網の把握し、的確な情報伝達手段を選択し、町民へ情報伝達を行います。
- (4) 情報通信網の整備を行います。

【協働の取組み】

町民の取組み	・集落単位で災害弱者に配慮した集落防災計画を策定する。
事業者の取組み	・行政及び町民との連携強化。
町の取組み	・自主防災組織の高揚を図るため、集落防災計画の作成を推進する。

【主要事業】

同報系無線整備事業	老朽化の激しい防災行政無線施設をデジタル方式の機器に更新する。
備蓄品整備事業	定期的な物資、資機材の更新、整備、備蓄を行う。

第7章 協働でしっかりと計画的に進むまち

第1節 行財政運営の効率化・活性化の推進

【現状と課題】

近年の行政課題は、防災、産業基盤の整備及び振興、道路交通、医療、福祉、環境整備、過疎対策、若者定住対策、雇用の確保など、より複雑多岐になってきており、政府の方針変更等による新たな取り組みによる事務量もきわめて膨大になっています。

一方、財政基盤が脆弱な上に、構造改革、経済危機等により交付税の削減や補助事業の見直し、組織の減量化、労働時間の短縮など、財政的に厳しい状況の中、増大する行政需要へスピード感を持った的確な対応が迫られています。

平成の市町村大合併においては、平成16年の住民投票により合併協議会を解散し単独町制を選択しました。その後、地方交付税や国庫補助金の削減、財政健全化指標の上昇などの厳しい財政状況となりました。このため「江府町まちづくり委員会」による審議をへて、平成18年から5年間の「江府町まちづくり計画」を策定し、人件費、物件費、負担金、補助金の削減や公共料金の見直しなどの行財政改革に取り組んできました。

今後、これまでの取り組みの評価検証をしながら、引き続き行財政改革に取り組みつつ、将来に向けより効率的でバランスのとれた政策を進めなければなりません。

【施策の内容】

- (1) 将来見込に基づく職員の定員管理
- (2) 効率的な組織編成
- (3) 経常経費削減に向けての継続的な取り組み
- (4) 事業評価分析及び計画の再編
- (5) 町税の収納率の向上等自主財源の積極的な確保と国・県等の財源の活用

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ 行政情報や公表されたものについての意見提案を行う。・ 町民活動や地域活動を通じて政策や行政に対する提案や意見をする。
事業者の取り組み	
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ 町政・行政情報の積極的な提供公開・ 町民と協働で政策形成ができる体制・組織づくり・ 有利な財源の確保

【主要事業】

事業名	概要
定員適正化計画の策定	・ 効率的な行政運営のための職員採用計画の策定
効率的な組織編成	・ 組織マネジメントの見直し、業務改善の推進
行財政計画の策定	・ 将来的な財政推計、行革に向けた取り組み計画策定及び評価分析
民間委託の推進	・ 住民組織・NPOなど民間委託の推進（指定管理者制度等）
行政機関等の共同設置・自治体連携の推進	・ 複数の団体での共同事務等の推進

第2節 公共施設の管理・整備

【現状と課題】

町所有の各公共施設は建築年数の経過とともに老朽化が進んでおり、頻繁に施設の修繕または改修等を行っています。それに伴い維持管理経費が年々増加しています。施設の老朽化も深刻さを増しており、安全な管理が困難な施設も多くなっています。今後こうした公共施設の活用・整備方針等の検討・見直しが必要です。

【施策の内容】

(1) 安心かつ安全な施設の管理

各公共施設の現状把握に努め、危険個所の補修安全対策等を実施します。

(2) 施設管理に係る経費の削減

今後の施設の活用方針等を定め、不要不急の修繕等を控え維持管理経費の削減を図ります。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・今後の施設利用についての提言・意見
事業者の取り組み	
町の取り組み	・将来の公共施設のあり方、活用方針定め、安全で効率的な施設管理を行う。

【主要事業】

事業名	概要
広域公園管理事業	・コミュニティの場としてのせせらぎ公園の整備。 グラウンドゴルフの利用者や子育て世代など、多様な住民の方が利用できる公園管理を行う。 ホタルの鑑賞・生息域としての景観および自然環境の保護を行っていく。
公共施設管理計画策定事業	・公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化を図るため、公共施設等の最適な配置を実現する。

第3節 庁舎整備

【現状と課題】

現在、本庁舎は建築から60年以上経過し老朽化が進み、大震災や災害時等に対策本部機能を果たすことができない状況となっています。また、庁舎が4か所に分散しており、住民に不便であり、業務効率が悪く修繕費など維持管理経費も大きな負担となっています。

しかしながら、庁舎整備には多額の町費が必要となります。

現在、整備の基金の積み立てを行っていますが、まだ大きく不足しており数年は本格的な積み立てが必要です。

【施策の内容】

(1) 庁舎の位置・規模・機能の検討

町民のニーズにあう庁舎の提案

(2) 多様化する庁舎機能の整備

災害に対応できる機能を備え、住民が利用しやすい庁舎の建設整備

【協働の取り組み】

町民の取り組み	・ 庁舎整備に向けた提案意見
事業者の取り組み	
町の取り組み	・ 庁舎整備財源の確保 ・ 町民のニーズにあった安全安心で効率的な庁舎建設

【主要事業】

事業名	概要
庁舎整備	・ 庁舎整備に関する住民説明会の開催 具体的な場所や規模を含め、住民の利便性が高く、災害時に安心・安全な機能をもつ庁舎整備に向けて住民説明会を開催し、町民ニーズの把握を行う。 ・ 庁舎整備基金造成 庁舎整備に向けた財源確保を図る。

第4節 効果的な情報発信

【現状と課題】

町民の参画と協働、開かれた行政を行うには、広聴・広報機能の充実、迅速な情報公開と共有が必要です。

かつて、個々の情報伝達は、新聞、テレビ、ラジオにより広く一般的に受動的に行われていましたが、ICTの進んだ現在、情報を受取る側の環境により情報量やスピード等格差が広がっています。

現代のデジタル化された情報は、ICT機器を扱える者は自ら機器を操作し、必要な情報を得ており、紙をベースとした情報を好まなくなっています。若年層は、幼少期から機器への関心が高く、現代のICT時代に溶け込んでおり、住民ニーズに対応した動画配信やSNSを利用した情報提供も必要です。

一方で、高齢になると情報、ICT機器への関心の低さ、体力的な問題により機器から疎遠になる傾向にあります。各種出版物も減少しつつありますが、広い世代に情報提供するため、引き続き紙をベースとした情報提供も必要です。

※SNS…インターネットを活用し人と人がつながるための場を提供するサービス(フェイスブック、ツイッターなど)

【施策の内容】

(1) 広報紙発行の継続

ホームページのリニューアルによって情報発信を強化しましたが、町の行政、文教などの話題については継続して広報紙を発行し掲載します。

(2) 携帯端末への情報発信強化

手軽で身近な携帯端末(スマートフォン、タブレット、携帯電話等)へ向けての情報提供・発信を強化します。併せてSNSを利用した情報発信も行います。

(3) 動画配信による情報提供

住民ニーズに対応した効率的な動画配信により情報を提供します。

【協働の取り組み】

町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・町の話題や身近な話題について情報提供をする・SNSを活用し、江府町の魅力を町外へ発信する
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・情報発信するための最新的手段等を提案する
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・広報紙、ホームページ、SNS、動画などを利用し、町内外に情報発信を行う・戦略的に情報発信に取り組むために「江府町情報戦略」の検討・実施

【主要事業】

事業名	概要
広報紙の発行	・読みやすくわかりやすい広報紙の発行を継続して行う
SNSの導入・活用の推進	・ホームページによる積極的な情報発信 ・情報発信に効率的なSNSの利用を促進する ・SNS登録者に積極的に情報を提供する(魅力発信・生活情報・災害情報)体制をつくる
動画による行政情報等の配信	・インターネットを活用し、動画ならではのメリットを活かした住民にわかりやすい情報を提供する